

## 本学元教員による研究不正行為に関する調査結果について

平成30年11月15日

城西大学

### 1 概要

本件は、本学の薬学部医療栄養学科で助教であった者（以下「対象研究者」という。）が本学在職中であった平成19年11月から平成24年3月までの期間中、本学と民間の事業者（以下「相手方事業者」という。）との間で、対象研究者を研究実施責任者とする共同研究が実施されたところ、同共同研究において、対象研究者が相手方事業者に対して報告した内容について、対象研究者の研究不正行為（研究データ改ざん、データの恣意的排除、不適切な有意差判定等）が認められるとして、平成28年10月、相手方事業者から本学に対応を求める通報があったことから、本学が、城西大学・城西短期大学研究倫理委員会規程（以下「研究倫理委員会規程」という。）に基づき、研究不正調査委員会を設置し、事実関係を確認したところ、対象研究者において不正行為があったと認定したことから、その調査結果を公表するものである。

### 2 研究倫理委員会規程に基づく公表事実

研究倫理委員会規程第22条第1項、及び、第2項に基づき、以下について公表する。

#### （1）対象研究者

氏名：千葉大成

所属・職位：薬学部医療栄養学科助教（平成24年8月退職）

#### （2）研究不正調査委員会委員の氏名及び所属

（本学教員）

従二 和彦（委員長） 薬学部教授（副学長）

日比野康英 薬学部教授

新井 浅浩 経営学部教授

（外部委員）

木村 昌行 ウェルシア薬局株式会社 顧問

土本 孝要 株式会社アシスト 顧問

外山 照久 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士・公認会計士

篠田 淳郎 内田・鮫島法律事務所 弁護士

### (3) 調査の方法、手順

本学と相手方事業者との間には、対象研究者が在職中に複数の共同研究が実施されていたところ、相手方事業者から、そのうちの複数の共同研究に関する対象研究者からの報告内容において、不正行為があったとの指摘がなされていたところである。

そこで、研究不正調査委員会は、対象研究者から相手方事業者に対して提供されたデータ資料について、相手方事業者から提出を受け、研究不正調査委員会委員が精査し、相手方事業者からの外部通報において指摘されている研究不正があったかどうか検証した。

さらに、研究不正調査委員会の委員のうち3名により、対象研究者に対して、直接、聴取する方法をもって、対象研究者における研究不正の認識やその内容等について、検証を実施した。

なお、本調査における「研究不正」とは、平成26年8月26日付で、文部科学大臣が決定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中の10頁の「(3) 対象とする不正行為（特定不正行為）」に記載された定義に準ずるものとし、当該ガイドラインが定義する不正行為は、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び、盗用である。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為にあたらぬ。ここで「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

### (4) 不正の内容

本学と相手方事業者との間の共同研究契約に基づき、対象研究者が相手方事業者に報告したもののうち、複数の共同研究契約において、不適切な数値の入れ替え、又は、棄却があったものと認められ、これが研究不正のうち、改ざんに当たるものと認定されたほか、不適切な有意差判定も存在し、不正行為（研究不正）が認定された。

### (5) 公表時までに行った措置の内容

研究不正調査委員会の調査により、対象研究者において不正行為があったと認定されたものの、対象研究者は既に本学を退職しており、本学として同人に対する懲戒処分を実施しておらず、今後も予定していない。

ただし、研究倫理委員会規程第18条第2項に基づき、対象研究者が現在所属する機関に対しては、研究不正調査委員会による調査結果を通知済みである。

なお、相手方事業者に対しては、本学研究不正調査委員会委員長から、調査結果報告書等を提出することにより、研究不正調査委員会による調査結果を報告済みである。

### 3 研究活動の不正行為を防止するための対応について

本学では「城西大学・城西短期大学研究倫理規程」を平成21年9月18日から施行し、研究活動における不正行為が行われないよう取り組んでいたところ、本学の教員であった対象研究者において、研究不正が行われたことは誠に遺憾である。

今回の事案は、対象研究者が相手方事業者との共同研究において、長期間、かつ、複数回にわたって研究不正を行ったものと認められるが、この行為は、科学技術の研究において、虚偽の成果を発信するものであり、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反し、その発展を妨げるものであって、決して、許すことができないものである。

本学としては、今後、同様の研究不正が生じないよう以下の再発防止策を検討する。

- (1) 研究不正を防止するための研究データの記録・管理に関する具体的な規程を構築し継続的に運用すること
- (2) 研修の受講や研究倫理規程等に関する確認書の提出の実効化、及び対象者の範囲等の見直しを行うこと

以上